

静岡県告示第164号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和7年3月14日から発生する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木康友

加入区の名称

清水加入区